

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年12月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第51号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第11条市民生活部の款人権文化推進課の項第4号を次のように改める。

(4) 地域改善対策奨学金等の返還に関すること。

第11条市民生活部の款人権文化推進課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 奨学金等返還事務監理委員会に関すること。

第14条建築指導部の款建築指導課の項第10号中「及び京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)御池通沿道特別商業地区建築条例」を「、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)御池通沿道特別商業地区建築条例及び京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例」に改める。

附 則

この規則中第11条の改正規定は公布の日から、第14条の改正規定は平成21年1月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)